

# 夏の思い出コンサート後援会会則

(名称)

第1条 本会は、夏の思い出コンサート後援会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、福岡市職員音楽会実行委員会（以下「実行委員会」という）の活動目的に賛同し、実行委員会との連携のもと、実行委員会が開催する夏の思い出コンサート（以下「コンサート」と言う）並びに付随事業に対して資金などを支援するとともに、会員相互の親睦及び交流を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 実行委員会の活動の支援に関する事。
- (2) 会員相互の親睦及び交流に関する事
- (3) その他本会の目的達成に必要な事。

(組織及び会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同して入会した個人、法人（企業）及び団体を会員として組織する。  
2 会員は、個人会員及び法人（企業）会員とする。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得るものとする。  
2 会員期間は、毎年7月1日から翌年の6月30日までとする。

(退会)

第6条 会員は、任意に退会することができる。  
2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。  
(1) 本人が死亡したとき。  
(2) 年会費を本会が指定する日から6ヶ月納入しないとき。  
(3) 連絡がとれなくなってから6ヶ月経過したとき。

(年会費)

第7条 年会費については以下に定め、会員は年会費を指定日までに納入しなければならない。  
(1) 個人会員は、年額1口1、000円とし、1口以上納めるものとする。  
(2) 法人会員は、年額1口3、000円とし、1口以上納めるものとする。  
(3) 年度途中に入会する場合は、1年分を納入するものとし、退会による既納の年会費は返還しないものとする。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。  
(1) 会長 1名  
(2) 副会長 若干名  
(3) 理事 若干名  
(4) 監査役 1名  
(5) 事務局員 若干名

(役員を選出)

第9条 役員は、会員の中から選任する。

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

- 第11条 会長は、会を統括し代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 理事は、本会の必要事項について助言する。
  - 4 監査役は、会計を監査する。
  - 5 事務局員は、本会の事務を処理する。

(名誉会長及び顧問)

- 第12条 本会に事業を円滑に推進するため、名誉会長、特別顧問及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長、特別顧問及び顧問は、理事会において決定する。

(理事会)

- 第13条 理事会は、役員をもって構成する。
- 2 理事会は、会長が必要と認めるときに開催する。
  - 3 理事会は、本会の運営に関する重要事項などを審議する。

(事務局)

- 第14条 本会の事務を処理するために事務局を置き、事務局員により運営する。

(会計)

- 第15条 本会の経費は、年会費及び寄附金等をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(その他)

- 第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会で定める。

附 則

- 1 この会則は、平成27年5月12日から施行する。
- 2 本会の平成27年度の会計年度は、第15条第2項の規定にかかわらず、平成26年10月1日から平成27年12月31日までとする。
- 3 この会則は、平成26年9月9日から施行する。
- 4 この会則は、平成26年5月19日から施行する。  
この会則は、平成26年5月1日（設立年月日）から施行する。
- 5 この会則施行後、最初の第9条の役員の仕事の任期は第10条の規定にかかわらず、平成27年9月30日までとする。
- 6 本会の初年度の会計年度は、第16条第2項の規定にかかわらず、本会設立の日から平成26年9月30日までとする。